養護者による高齢者虐待への対応フロー図

虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者

虐待を受けた高齢者

高齢者・養護者

通報

届出

相談

養護者の負担軽減に向けた相談・指導・助言、その他必要な措置

市町村等の高齢者虐待対応窓口
（受付記録の作成）

【見極め】

苦情処理窓口
関係機関へ

高齢者の安全確認、事実確認
○関連機関等から情報収集
○訪問調査による高齢者、養護者等の状況把握

立入調査
○（必要に応じて）警察への援助要請
○高齢者の安全確認
○養護者等の状況把握
○緊急性の判断→入院、一時保護
○調査報告書の作成

（事実確認後速やかに招集）

虐待の有無の判断・緊急性の判断
≪コアメンバー≫

生命や身体に関わる危険が大きいとき

警察、医療機関、その他関連機関への連絡・調整

ケース会議（事例分析）
≪コアメンバー、事例対応メンバー、専門家チーム≫
援助方針、支援内容、各機関の役割、主担当者、連絡体制等を決定
（会議録、決定内容等の作成、責任者の確認）

入院・保護

【より積極的な介入が必要と判断された場合】

○養護者との分離を検討（入院・措置入所）
※生命や身体に関わる危険性が高く、放置しておくと重大な結果を招くおそれが予測される場合、あるいは保管方法では虐待の軽減が期待できない場合など

【既存の枠組みで対応が可能と判断されたとき】

○継続した見守りと予防的な支援
○ケアプランの見直し
○社会資源の活用による支援
○介護技術等の情報提供
○問題に応じた専門機関による支援

関係機関・関係者による援助の実施

【適切な権限の行使】

老人福祉法による措置
○ショートステイ
○特別養護老人ホーム入所

成年後見の申立
○家庭裁判所への後見等開始の審判の請求

定期的な訪問等によるモニタリング

ケース会議による評価～援助方針、内容、各機関の役割の再検討
（会議録、決定内容等の作成、責任者の確認）

虐待対応の終結の判断《コアメンバー》

・権利擁護対応
・包括的・継続的ケアマネジメント
・関係機関への引継ぎ等

虐待対応として取り組む必要がない場合